

第 4 9 号議案

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 6 号）及び亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の
一部を改正する条例

（亀岡市手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市手数料徴収条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 0 号を次のように改める。

(30) 削除

（亀岡市印鑑条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「（以下「暗証番号」という。）」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(5) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。

第 1 0 条を削る。

第11条の見出し中「又は印鑑カード」を削り、同条第1項中「印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード再交付申請書」を「印鑑登録証再交付申請書」に改め、同条第2項中「登録証又は印鑑カードを再交付」を「登録証を再交付」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、同条中「、暗証番号」を「、登録者暗証番号」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、同条第1項中「自動交付機」を「印鑑登録証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）」に改め、同条第2項中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「場合」の次に「（自動交付機又はキオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「照合し」の次に「、必要があると認めるときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証又は印鑑カードを添えることに代えて、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を職員に提示して、申請を行うことができる。

第17条を第16条とする。

第18条第1項中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、

同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第18条 登録者は、キオスク端末において、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第19条第1号中「又は印鑑カード」を「、印鑑カード又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」に改める。

第20条（見出しを含む。）中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第10条の規定により届け出られた登録者暗証番号は、この条例による改正後の亀岡市印鑑条例に規定する登録者暗証番号とみなす。

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、希望者に交付される個人番号カードを活用して、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付（以下「コンビニ交付」という。）するための規定を整備すること。
- 2 コンビニ交付の開始に伴い、市庁舎に設置している自動交付機用カード（住民票及び印鑑登録証明書用）の発行を終了すること。
- 3 個人番号カードの利用機会拡充のため、窓口において印鑑登録者が自ら個人番号カードを提示すれば印鑑登録証明書の交付を申請することができるよう規定を整備すること。
- 4 この条例は、平成28年7月1日から施行すること。